

令和4年7月から9月

ご提案要旨		市からの回答	担当課
マイナポイントの申請	マイナポイント第2段の申請のため、午前8時に市役所に行ったが10時になっても結局手続きができず、2度も足を運んだ。	このたびは、マイナポイント申込のお手続きで何度もご来庁いただいたとことで、大変ご迷惑をお掛けいたしました。この事業につきましては、キャンペーンが複数あり、皆様お一人おひとりでお手続きの状況が異なりますので、電話等でお問い合わせいただいた際には、ご要望と状況をお伺いしながらご案内はさせていただいております。ただし、キャッシュレス決済サービスを活用した事業ということもございまして、選択されたサービスによっては、お手続きやお持ちいただくものが変わる場合がございます。このため、より一層それぞれの場合に応じた分かりやすく丁寧なご説明を心掛けてまいります。また、6月30日より新たなキャンペーンが開始されたということもございまして、窓口が混み合っており、お待たせしてしまう場合もございますので、受付状況を表示させていただくなどご案内を徹底してまいります。	情報・統計課
むく鳥	サンロードの街路樹にむく鳥が集まり、夜鳴き声がうるさく、糞害も酷い。街路樹の枝を落としてもらえれば解決すると思う。	むく鳥の糞や鳴き声に不快な思いをされているとことで、さぞかしお困りのことと思います。ご指摘いただきましたむく鳥につきましては、子育てをするこの時期に群れで行動する習性があり、最近では福岡中央公園前のスクランブル交差点付近から上福岡駅前までの街路樹に集まり、鳴き声による騒音や糞による被害が生じております。また、むく鳥の被害はふじみ野市だけではなく、埼玉県全域で起きており、他市町村でも対応に苦慮しているのが現状であります。ふじみ野市におけるむく鳥対策といたしましては、福岡中央公園前のスクランブル交差点付近を中心に、むく鳥が嫌がる周波数の音を発生させる装置を用いて、7月4日・6日・7日にむく鳥の追い払いを実施いたしました。また、道路上の糞の清掃につきましても、7月6日にサンロードにて実施したところです。その上で、追い払いによる効果が見受けられない場合には、宿木にならないように街路樹の剪定等も検討させていただきます。なお、剪定を行うにあたっては、地元商店会等との協議が必要となることから、時間を要する場合がございますが、道路環境を保全するという観点から必要な対策は行わせていただく予定です。	環境課

令和4年7月から9月

	ご提案要旨	市からの回答	担当課
市報の配布業者を変更してほしい	<p>配布期間を過ぎても、市報と参議院議員選挙の選挙公報が届かない。市報が届かないことについては2018年7月、2020年10月に市政への提案で、2020年10月以降には広報広聴課へ直接問い合わせたが、回答は「配布担当者が変更になった」、「配布員に変更があった場合も引継ぎを徹底するよう指導した」だった。配布の委託業者変更を考えてほしい。違う回答がほしい。</p>	<p>日頃より慎重を期して市報の配付を行っておりますが、この度は市報7月号と参議院議員選挙の選挙公報とを同時期に配付したことにより、どの配付員も特に注意して配付を行った認識でございました。しかしながら、結果として配付できておらず、誠に申し訳ございません。</p> <p>ご連絡をいただきすぐに、配付を委託しております入間東部シルバー人材センターへ再配付を指示し、当日中に参議院議員選挙の選挙公報と市報ふじみ野および同時配付物を再配付いたしました。</p> <p>ご提案いただきました、配付の委託業者変更につきましては、高齢者雇用安定法の趣旨に基づき、就業機会の確保を図る目的もあり入間東部シルバー人材センターへ委託しておりますため、考えておりません。度重なるご指摘を受け、入間東部シルバー人材センターと協議し、特にお客様のお宅には特に注意して配付するよう指導いたしました。</p> <p>市報ふじみ野および議会だよりは発行日から4日間をかけて市内全戸に配付しておりますが、発行日当日にふじみ野市公式ホームページにPDF版および電子ブック版を公開するほか、スマートフォン・タブレット専用アプリケーション「マチイロ」でもご覧いただけますので、よろしければ併せてご利用くださいますようお願いさせていただきます。</p>	広報広聴課
学校給食のメニュー	<p>小学校給食の献立に、キムチなどを使った辛い食べ物が出される。辛い献立の日に子どもに尋ねると、決まって「辛いから無理して食べた」「辛いから残した」「友達も『辛くて食べられない』と言っていた」と返事がある。</p> <p>なぜ小学生が食べづらい辛い献立を出すのか。栄養不足や胃痛などの不安もある。実態の調査と今後の対応を求める。</p> <p>仮に理由をもって辛い献立を継続するのであれば、子どもには弁当を持たせるなどの対応を行う。給食費を払って食べられない献立では困る。</p>	<p>学校給食では、児童生徒の成長に合わせて栄養バランスを考え、献立をたてています。</p> <p>味覚は成長と共に変化していくため、辛味にも少しずつ慣れてほしいと考えています。キムチについては発酵食品で腸内環境を整える働きがあります。また、海外の食文化の一つであり、食の多様化に触れて頂く機会と位置付けています。</p> <p>7月に提供したキムチチャーハンは毎年のように児童生徒からリクエストがある献立です。使用するキムチは、辛味を控えた商品を選定し、辛味を抑えて提供しています。さらに、辛味は食欲の落ちる夏に食べやすい料理の一つとして提供しています。</p> <p>近隣の市町でも、三芳町は小松菜のキムチ炒め、富士見市はキムチごはん、川越市はじゃがぶたキムチなどを提供しているようです。キムチの他にも、カレー粉、七味唐辛子、ラー油、チリパウダーなどがありますが、これらについても引き続き、子どもたちにとって食べやすい味で提供できるように努めてまいります。</p>	学校給食課

令和4年7月から9月

ご提案要旨		市からの回答	担当課
新型コロナワクチン4回目接種	<p>新型コロナワクチンの4回目接種を受けるため、市ホームページで申請書をダウンロードし郵送で申請を行ったところ、担当部署より、本人確認書類の写しが必要と連絡がきた。</p> <p>市ホームページを見る限りその旨の記載はなく、住所と氏名が分かれば本人確認ができるはずだ。なぜ何重にも書類を要求するのか。申請を簡素にできないのか。</p>	<p>ふじみ野市では、前住所地にて一度でも新型コロナウイルスワクチンを接種された方が本市へ転入された際、お申出をいただいて接種券を作成しております。その際の添付書類として前住所地で接種したことが分かる接種済証か接種記録書の写しとご本人確認書類の写しをお願いしております。</p> <p>転入前の接種済証もしくは接種記録書の写しを添付していただくのは、確実な接種履歴確認のためをお願いしております。万が一、誤った接種履歴で追加接種をされ、国の定める接種間隔が保てていなかった場合、ご本人様への健康被害となりかねないため確実な接種時期の確認は必須であると考えております。</p> <p>また、ご本人確認書類の写しを添付いただくのは、その申請が確実にご本人様からのご申請であることの証にいただいているものです。予防接種はその法律により、接種する場合ご本人様の意思が必要となっております。そのため誤接種等を防止する観点からご本人確認書類の写しを添付していただいております。</p> <p>しかしながら、ご指摘のとおり、市ホームページでは転入された方への説明が分かりづらい部分がありました。早急に改善させていただきます。</p>	保健センター
ふじみん号のダイヤ	<p>ふじみん号は1時間に2本あってもほとんど同じ時間に来てバス停に2台停まっている。間隔をあけてきてもらえれば、もっと利用しやすくなると思う。</p>	<p>ご要望をいただきましたふじみん号につきましては、コース、ダイヤなど、学識経験者、交通管理者、道路管理者、関係する公共交通事業者、市民代表者等で構成されているふじみ野市地域公共交通活性化協議会により運行されています。</p> <p>ご指摘のとおり、車両が短い間隔で通過する停留所もございます。しかしながら、短い間隔で通過するものの、それぞれの車両においてコースの回り方、行き先が異なるものもございます。</p> <p>また、ご指摘のとおり、車両の通過の間隔を広げた方が利用しやすい箇所があることも認識しておりますが、ダイヤについては、一日あたりの便数、駅等の乗り継ぎ箇所における他コースへの乗り継ぎ時間等、全体的なバランスを考慮し、設定されております。</p> <p>今回いただきましたご要望につきましては、貴重なご意見として、今後の参考にさせていただければと思います。</p>	都市計画課

令和4年7月から9月

	ご提案要旨	市からの回答	担当課
喫煙マナーと車両運転	<p>駅前喫煙所の利用者が、囲い外で喫煙する人が多くいる。路上喫煙やポイ捨て、自転車に乗りながらの喫煙・ポイ捨てもよくみる。「ポイ捨て及び路上喫煙防止キャンペーン」はどのような行動なのか。</p> <p>参議院選挙期間中の演説中、目の前で路上喫煙やポイ捨てが行われても、注意する立候補者がおらず残念だった。駅前の住人による朝晩の清掃をみてほしい。</p> <p>また、スマホなどの脇見運転や横断歩行者等妨害等を行う車や、狭い道路でのスピード違反、駐車禁止区域外での駐車による歩行者視界不良など、交通違反の運転者が多くいる。</p> <p>職員や警備を配置してはどうか。</p>	<p>まず、喫煙マナーについてお答えいたします。</p> <p>ご提案のとおり、駅周辺では路上喫煙やたばこのポイ捨てが数多く見受けられており、その対応には苦慮しているところです。</p> <p>これまでの市の取り組みといたしましては、平成23年6月から「ふじみ野市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例」を施行し、同条例第10条において「路上喫煙をしないよう努めなければならない」という努力義務を規定するとともに、同条例第11条において、上福岡駅東西口周辺の地区を「路上喫煙禁止区域」に指定しております。</p> <p>「ポイ捨て及び路上喫煙防止キャンペーン」についても、上福岡駅周辺においてポイ捨てや路上喫煙の防止を呼びかけ、喫煙者のマナー向上を促す活動として、地元自治組織や関係団体、企業の皆様などのご協力をいただき、平成20年度から年2回実施しております。</p> <p>今後につきましては、ご提案いただいた警備員等の配置については研究課題とさせていただくとともに、引き続き喫煙マナーの向上のための活動に取り組んでまいります。</p> <p>次に、車両運転についてお答えいたします。</p> <p>市では交通安全運動期間などにおいて、啓発活動を実施しております。また、市のホームページでは、スマホのながら運転の危険性や、横断歩道での歩行者優先などについて掲示しております。そのほかの取り組みといたしましては、学校付近の信号機のない横断歩道に「とまってくれてありがとう」の看板の設置など、現場の交通状況に合わせた看板等の設置を実施しております。</p> <p>しかしながら、違反者に対する取り締まりにつきましては、交通管理者であります警察署の所管となっております。市では、引き続き警察署と連携を図りながら、交通ルールの遵守や、交通安全の啓発活動等を実施してまいります。</p>	環境課 道路課
高齢者福祉センター浴室のシャワー	<p>高齢者福祉センター2階女性用浴室のシャワーが壊れたまま半年以上経過した。シャワーの台数が少ないと待ち時間が長くなってしまふ。早く修理してほしい。</p>	<p>大井総合福祉センターの入浴設備につきましては大変ご不便とご迷惑をおかけしております。誠に申し訳ございません。</p> <p>ご要望いただきました立ちシャワーの修理につきまして、現在当該箇所を修繕する方向で検討しております。</p> <p>修繕にあたりましては、旧式のため部品交換で対応することができないため、壁の破壊を伴う大掛かりなものとなりますことから、現在その準備を進めているところでございます。</p> <p>実際の修繕作業の際は、給湯設備を一部停止する等、ご不便をおかけしてしまう場合がありますが、その際はセンター内の掲示等で適宜お知らせさせていただきますので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	高齢福祉課

令和4年7月から9月

	ご提案要旨	市からの回答	担当課
生活保護の医療券発行	<p>川崎市の場合、同じ疾病であれば一枚の医療券を通院しなくなるまで使える。ふじみ野市では、同じ疾病でも、月末・月初では2枚必要で、歯科クリーニングは3カ月ごとに申請が必要だ。川崎市に倣って、医療券を簡素化してほしい。</p>	<p>生活保護法第34条において、「医療扶助は、現物給付によって行うものとする。」となっており、医療券・調剤券という形で発券しています。</p> <p>申請書については、被保護者が窓口で申請することを基本としておりますが、状態の悪化、コロナ感染等の疑いなどを考えて、電話での申請も可能としています。申請を受理した場合は、医療券・調剤券を月単位で福祉事務所が発券しています。</p> <p>但し、慢性疾患で6カ月を超える治療期間を要する場合、主治医が医療要否意見書で継続治療を要すると判断し、かつ、ふじみ野市嘱託医もそれに同意した場合は、外来治療であれば、6カ月単位で更新できるため、毎月の医療券・調剤券の発券が自動的に更新されます。また、新規申請時に既に入院している被保護者に関しても、3カ月の期間で同様の取扱いとなります。これはあくまで、長期治療を必要とすると医療機関が認めた場合となります。</p> <p>このことについては、埼玉県福祉部社会福祉課が発行した「生活保護法医療扶助事務処理マニュアル」によるもので、埼玉県内共通の対応となりますので、せっかくの御要望ではありますが、残念ながら、医療券・調剤券を同じ疾病であれば一度の申請で済ませる事は、難しい状況です。</p> <p>もし、現在治療中の疾病が6カ月以上期間を要しているのであれば、医療要否意見書の作成を依頼することもできますので、担当ケースワーカーに相談してみてください。なお、歯科については、長期継続の制度は該当しません。</p> <p>なお、川崎市に問い合わせたところ、埼玉県と同様の取り扱いである旨を確認しております事を申し添えます。</p>	生活福祉課

令和4年7月から9月

	ご提案要旨	市からの回答	担当課
<p>エコロジーの 取組推進</p>	<p>福岡県大木町の取り組みを、ふじみ野市でもできないか。</p> <p>1.市民に無料で生ごみ専用バケツを配布し、週2回生ごみを回収する。</p> <p>2.集めた生ごみを専用の発酵槽で発酵し液体肥料とガスにする。</p> <p>3.液体肥料を農地に散布し、育てた作物は求職や食卓に並ぶ（地産地消）。</p> <p>1～3を循環させている。</p> <p>また、2で発生したガスを発電に使い、循環センターを運営する。</p> <p>これらの取り組みで大木町ではゴミが60%、処理費用が約3,000万円削減された。</p> <p>農家によっても液体肥料の購入費は化学肥料の1割程度に抑えられるとのこと。</p>	<p>現在、市の焼却施設であるふじみ野市・三芳町環境センターでは、熱回収施設として焼却時の熱を利用して処理施設内及び周辺施設に温水や電気を供給しております。さらに、余剰電力については売電を行い一年間で一億円以上の売電収入があり、本市及び三芳町で住民サービスに充てているところです。当施設は、平成28年10月から稼働しており、約6年とまだ新しい施設であることから、処理方式を変えた施設を新たに建設することは難しい状況ですが、現在、市内の小中学校や保育所の給食で発生した調理くずや残り物を堆肥化や、官民連携により整備を行った民間施設に搬入しバイオガス化することで、生ごみの資源化を図っています。</p> <p>資源化やごみ減量に取り組んだ結果、市は平成26年度から平成30年度まで5年連続「1人1日あたりの生活系ごみの排出量が少ない市」県内1位を達成しており、令和元年度順位を落としてしまいましたが令和2年度にまた県内1位を達成しております。市では生ごみ減量をさらに推進するために、ペランダdeキエーロというバクテリアの力で生ごみを分解する生ごみ処理器を市民向けに手頃な価格で販売しており、普及を図っております。さらに、生ごみの約80%は水分で構成されており一度の水切りで5～10%ものごみを減らすことができると言われているため、令和3年度には先着で生ごみ水切り器を配付する生ごみ水切りキャンペーンを実施し、令和4年10月号の市報には生ごみ乾燥BOXを付したNEWS53ZEROを添付し全戸配布する予定です。このことにより、生ごみの排出量の削減を目指してまいります。</p> <p>また、現在、農業従事者の方への支援として、水田地域の農業団体への活動に係る経費の補助、トラクター等の農業設備購入費、土壌消毒剤や使用後に土の中で分解される生分解性マルチフィルムの購入費といった品質向上や環境負荷低減に係る経費の補助等を行っており、昨年度においては農家を含む小規模企業者等を対象とした臨時支援金事業を実施したところでございます。</p> <p>しかし、昨今の世界情勢等の影響を受け燃料費や肥料代、電気料金の高騰により農業従事者の方々も大変苦慮されていることと認識しております。また、国や県において、現在国では肥料費の補助、埼玉県では燃油を使った加温施設を使用する生産者に対するの支援事業を始めております。</p> <p>本市としましても、農業従事者の継続的な営農を支援するために、現行の補助支援の継続と、国・県が行う農業従事者への支援の情報提供を迅速に行っていきたいと考えております。</p> <p>この度ご提案いただいた取組みについても、大木町等、他の自治体の状況を踏まえたくうえで、貴重な今後の研究課題とさせていただきます。</p>	<p>環境課 産業振興課</p>

令和4年7月から9月

	ご提案要旨	市からの回答	担当課
<p>大井弁天の森の樹木伐採計画の見直し</p>	<p>大井弁天の森は、社会資本整備総合交付金を活用して公有地化を進めるとともに、ふじみ野市緑の基本計画に従い特別緑地保全地区登録（平成28年3月15日）を行った地域、すなわち良好な自然的環境を形成している緑地と認識している。この背景を踏まえ、大井弁天の森特別緑地保全地区を象徴するケヤキ巨樹の伐採計画に以下の理由から見直しを求める。</p> <p>1.都市緑地法（第14条）による特別緑地保全地区における行為の制限を逸脱しているため（通常の管理行為を越えた規模の伐採）。</p> <p>2.ふじみ野市緑の基本計画にある、目標と方針および施策方針に反する事業内容のため。</p> <p>3.伐採後の材の利用計画が示されていないため（ケヤキ大木の価値は高い）。</p> <p>個別樹木の間伐計画でなく、当該地域・特別緑地保全地区管理計画の作成が先ず必要だと考える。</p>	<p>大井弁天の森は緑の基本計画に基づき貴重なまとまった緑である斜面林の保全と生息する貴重な動植物の保全のため、平成27年度に特別緑地保全地区の指定を行い、社会資本整備総合交付金を活用して公有地化を進めているところです。</p> <p>今回、大井弁天の森のケヤキ巨樹の伐採について見直しのご要望を頂きましたが、今回の伐採・剪定は、大井弁天の森を今後も将来的に市のシンボリックな緑地帯として残していきたいと考え実施するものでございます。</p> <p>大井弁天の森は、定期的な剪定や清掃を除きこれまで全く手を入れてきませんでした。その結果、令和2年10月に桜の大木が倒れ、フェンスを壊し砂川堀に倒れ込むという状況が発生してしまいました。この他にも、大井弁天の森の内部では、樹木の枝が枯れて通路に落ちていたり、斜面に生えた樹木が倒れし他の樹木に倒れかかったり、危険な状況が発生しています。このような状況は大井弁天の森だけでなく、市内の公園でも近年目立ち始めております。</p> <p>市としましては、市民の皆様の安全を守るため、また、貴重なまとまった緑の残っている大井弁天の森を少しでも後世に残していくために、密に生えてしまった樹木の間伐・剪定し、森の中に光を入れ、風通しを良くし、樹木が健全に育つように、森の中の樹木31本の伐採と39本の剪定を計画しているところでございます。市としましても考えはご提案者様と同じく、大井弁天の森の緑を守りたいと思ってのことでございますので、ご理解いただければ幸いです。もし、詳細な計画がお知りになりたい場合は、担当である公園緑地課までお問い合わせください。</p> <p>また、伐採後の材の利用計画が示されていないのご指摘を頂きましたが、確かにケヤキなどの大木は材木等で利用されている実績はございますが、材木にして再利用するまでには伐採した樹木の運搬、切断、乾燥、保管等の様々な工程を経る必要があります。かなりの時間と費用がかかります。このため、苦渋の決断ではありますが、伐採後の材は処分する方向で検討しております。ご理解ください。</p> <p>大井弁天の森特別緑地保全地区管理計画の策定につきましては、今回大規模な間伐・剪定を行いますが、その後しばらくの間は、今回の伐採・剪定の影響を注視しつつ定期的な剪定や清掃を継続していく予定ですので、現在のところ策定の予定はございません。</p> <p>市としましても、大井弁天の森は優れた景観が保たれた貴重な緑であり、市民の方々のウォーキングや憩いの場となっておりますので、安全に利用でき、緑豊かな自然が残るように努めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。</p>	<p>公園緑地課</p>

令和4年7月から9月

ご提案要旨		市からの回答	担当課
納税方法の拡充	ペイジーの導入や対応スマートフォンアプリの追加など、納付方法を拡充して欲しい。	<p>ご要望いただきました、ペイジーの導入および対応スマートフォンアプリ決済の拡充につきましては、本年度中の対応が難しい状況です。その理由としまして、地方公共団体の収納事務を行う地方税共同機構が準備を進めております「e L T A X」を通じた電子納税の対象税目が、令和5年度より拡大予定となっており、納付に対応しているスマートフォンアプリ決済も現在より拡大されることを見込んでおります。</p> <p>本年度中に納付方法の拡充を図りますと、令和4年度のみのために初期費用等が発生することになります。費用対効果を考慮し、令和5年度からの拡大に向けて、準備を進めているところでございます。</p> <p>市としましても、その動向を把握しつつ、納付方法について調査・研究を行っていくこととしております。引き続き市政に対しまして、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。</p>	収税課